

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年11月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第48号

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「省令」を「規則」に改める。

第6条第1項中「省令」を「規則」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第7条第3項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第8条、第14条各号及び第15条中「省令」を「規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)